

Title	〔商法 一九一〕 権利外觀理論により約束手形の被偽造者の責任を肯定しうるか
Sub Title	
Author	黄, 清溪(Ko, Seikei) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1979
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.52, No.7 (1979. 7) ,p.108- 112
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19790715-0108">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19790715-0108</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 判例研究

〔商法 一九一〕 権利外観理論により約束手形の被偽造者の責任を肯定しうるか

約束手形金請求事件、  
松山地裁西条支部昭和四七年(初)二三号、  
昭和四九年一月二八日判決、判例時報七七号  
九二頁

## 〔判示事項〕

権利外観理論によつて約束手形の被偽造者の責任を肯定したものと解される事例

## 〔参照条文〕

手形法八条、民法一一〇条。

## 〔事実〕

訴外Aは昭和三七年五月頃より、Y組合会計主任として勤務し、金銭の出納保管、帳簿の作成、資金の貸付、組合長の指示による手形小切手の振出等、組合の会計事務全般を担当していた者であるが、昭和四六年八月頃、訴外Aは、訴外B株式会社の代表取締役Cに依頼されて、勝手に保管していたY組合の約束手形用紙を用い平素保管を託されていたY組合及び組合長の記名ゴム印、組合長職印

を押捺し、以つて、Y名義の本件約束手形を作成し、Bに交付した。BはこれをXに裏書交付し、本件手形はXの手許で不渡となつた。XはYに対し手形金を請求したのは本件である。

## 〔判旨〕

手形債務の成立の要件は一般に物的抗弁とされている(手形法第七七条第一項第一号、第一七条参照)。しかしながら人的抗弁物的抗弁の区別は沿革的にみてもアプリアリになされているわけではない。手形偽造が全くの無関係人によつてなされた場合は手形上の権利が有効に成立し存在しうる筈はないから裏書を受け形式上手形を取得したとしても、無から有を生じないとして、手形債務者とされる者を保護すべき要請はある。けれども、本件の場合は全く無から有を生むのではなく、内部的には広汎な事務を処理する権

限ある者が、一般に代表者の特定の指示ないし承認に基づき手形振出の代理ないし代行をすべきであるのに、これなくして振出した場合であつて、偶々具体的な場合にその指示ないし承認がない場合である。そして、右指示なく振出されることについては振出人とされる者に大抵選任監督上の注意義務懈怠という帰責事由がある上、右指示がなされたかどうかは全くの内部事情であるから、その者を保護すべき必要は少ない。反面、手形取得者としては右の内部事情は知る由もなく、せいぜい取引銀行に照会する等して記名押印の真否を確かめる位の手段しかないものであるのでむしろこれを保護すべき必要は多い。そして、右人的抗弁的抗弁が結局手形債務者の保護と手形の流通保護の調和という観点から区別されるべきときは、右の場合はこれを知る者に対してのみ主張しようとすれば足る、即ち、これを人的抗弁と解すべきこととなる。

かく解しても、振出人とされる者としては通常の選任監督上の注意を払い事前ないし事後の報告を受ける等して右指示なく手形が振出される場合を妨ぐことができる訳であるから、酷ということにはならないであらう。

これを要するに、代表者の指示ないし承認に基づいて手形振出の代理ないし代行権限を有する者が具体的にその指示なく手形振出を代理ないし代行した場合、手形振出人は所持人が右指示ないし承認なく振出されたものであることを知っていた場合に限りその悪意を立証して支払を拒むことができるということになる。

### 〔評釈〕

本件判旨の事実認定によると、本件手形は、訴外Aが勝手に保管されていたY組合の約束手形用紙に、平素保管を託されていたY組合及び代表者の印鑑を押捺して、振出されたものである。かかる無権限の署名代行は偽造なのか、あるいは無権代理なのかという点に關して、従来から論議がなされている。従来の判例は、無権限の署名代行がなされた場合、行為者が本人のためにする意思をもつてなしたと認めれば無権代理に當るが、本人のためにする意思がなければ偽造であるとし、そして無権代理の場合には表見代理の規定を當然適用する(大判昭和八・九・二八民集二卷二二二頁、最判昭和三二・二七民集一巻二二二頁、三二・二七民集二卷二二二頁、最判昭和三二・二七民集一巻二二二頁)。偽造の場合には偽造手形は絶対的に無効であり、表見代理の成立は認めない(大判昭和八・九・二八新聞三六〇号八頁最三判昭和二七・一〇・二二民集六卷九号八四一頁)。これに対し、学説は、そのような場合をすべて偽造とする。そして偽造の場合にも表見代理の規定の適用ないし類推適用を認めるのが、現在多数説となつている。そして、最近の判例もまたこの傾向を示してきている(広島高判昭和三三・一・二二下級民集九卷一号六〇頁、東京高判昭和三九・七・三一金融法務事情三八五号九頁、最判昭和五〇・七・一四週刊金融商事判例四七二号二頁)。

本件の場合が偽造あるいは無権代理のいずれに該当するかは、本件判旨からは明らかではない。しかし、そのいずれにせよ本判決は表見代理によつて、手形責任を論じているから、右記最近の判例に追隨した判例であると思われる。ここでは、前記の論議には触れず、手形偽造も無権代理の一態様とみて、本件について、表見代理

の成立が認められるか否かを検討する。

手形取得者の信頼の態様は次の二つの場合が考えられる。すなわち、(一)偽造者に、被偽造者の記名捺印を代行する権限があるものと信じて、手形を取得した場合及び、(二)被偽造者本人の真正な署名捺印であるものと信じて、手形を取得した場合である。そして、表見代理に関する規定が適用されるためには、第三者が代理人ないし代行者に権限ありと信じたことにつき、正当な事由があることを必要とする(民法一一〇条)。従つて、(一)の場合には、まさに民法の表見代理の規定の適用ないし類推適用によつて救済される場面である。

ところで、本件の場合のように、代行方式による場合には、代行者の名称は手形上に明示されていない。従つて、手形振出行為に直接立ち会つた受取人は別として、それ以外の第三者は手形面から代行者が何人であるかを認識しえない、それゆえ、かかる場合は、この規定の適用の前提要件を欠くといわざるをえない(河本・判例評論七七号二六頁、大森・手形小切手法判例百選(新版・増補)五一頁)。そこで、表見代理の適用は狭い範囲に限られると言わざるを得ない。

判旨は、民法第一一〇条を手形行為に類推適用する場合、同条にいう第三者を手形授受の直接当事者に限るといふ根拠はないとする。ただし、判旨によれば、直接の当事者以外の者が、代行者が代権限を有すると信じる機会が全くないとはいえず、この場合を殊更に右第三者から除外する者由はないからである。確かに直接の当事者以外の者がこれを知る機会が全くないとはいえないかもしれない。しかし、そのような場合が存在するとしてもなお、表見代理の

規定により保護すべきではない。なぜならば、そもそも、無権限者によつて手形の振出がなされたときは、その時点で、無権代理なのがあるいは、表見代理なのかが、決定されるべきであるからである。その際、無権代理が成立であれば、その後の被裏書人が善意で手形取得しても、表見代理の成立は認め得ないといふべきである。この点について、判旨と異なるが、いずれにせよ、本件の場合、Xは本件手形振出について、その代行権限があると信じたことを認めるに足りる証拠はないので、結論は同一に帰着する。

(二)の場合すなわち相手方が、手形署名が本人自身によつてなされたものと信頼した場合には、手形授受の当事者間では、手形行為の代理的関係は念頭に置かれていない。従つて、これにつき表見代理規定を類推する実質的基盤は存しない(鈴木「手形の偽造・変造」判例手形法小切手法一一〇頁、拙稿「手形偽造の被偽造者責任」法学研究五一巻一一号一八八頁)。それゆえ、偽造手形を本人の真正な手形と誤信して取得する場合は、表見代理規定の類推適用によつて、被偽造者の責任を肯定するのは不可能である。そうであれば、この問題について手形の善意取得者を救済する道は、外観法理を援用するほかない。そして本件もまたこの場合に該当する。

外観法理は、真実に反する外観を第三者が真実と信頼することがもつともであるとされる場合に、そのような外観の作出者に対して、その責任を負わせるというものである。外観法理責任の成立には、法的信憑性のある外観、第三者の信頼及び、外観についての与因の三つの要件が必要である。これを手形偽造の場合にあてはめ

ると、手形取得者が手形上になされた振出署名を調査してその真正なことを信じ、かつ被偽造者に帰責事由があるときは、被偽造者の表見責任が肯定されることになる。ところで、従来、手形偽造が外観法理に適用されていると主張されている諸事例によれば、おおむね、手形に押捺された印鑑が、いわゆる実印であるかまたはあらかじめ届けられた印鑑と同じものであれば、たとえそれが権限のない者によつて押捺された場合でも、本人の側において、その印章の保管について何らかの注意が欠けていれば、そのような結果をまねいたことに、本人の帰責事由がみとめられている（鈴木掲掲二〇頁以下）。そして、偽造者の職務との関係上その偽造行為について被偽造者に監督責任があると認められる場合には、振出人とされる者に選任監督上の注意義務懈怠という帰責事由があるとされる（松岡「手形の偽造に関する表見責任と使用者責任」商事法の諸問題五一七頁）。しかし、これは、手形偽造の場合署名そのものが真正ではないので、署名なき所に責任なしという手形法上の原則に反する。従つて、被偽造者の手形上の責任を全面的に肯定するには、以上の帰責事由からだけでは相当とは思えない。

手形における表見法理の最も重要な適用場面は、手形交付は欠缺の場合である。その帰責事由は次の点に求められている。すなわち、多数には帰責原因として、本人に外観作出に関して、本人の意思——いわゆる手形であることを知りまたは知り得べかりし手形に署名したこと——で手形が作成されたものであることを要求する（竹田「手形裏書と其の流通」民商法雜誌三卷六号一九二頁、田中誠・手

形・小切手法詳論上巻四二八頁、今井「手形行為と手形の交付」手形法・小切手法講座一—一七頁、吉川「交付欠缺の抗弁」判例タイムズ二九号一—一頁）。更に、署名、作成の意思を本人の帰責事由とするだけではなく、その上、占有離脱についても本人側に過失があることを条件とすべきであるとする説もある（高鳥・判例評論一六〇号三五頁、戸塚・判例評論一五七号二五頁、田辺「手形債務の存在に対する抗弁」民商法雜誌六七卷二七頁）。ところで、一般に、手形偽造の場合には、前述のように、名義者の印鑑及び手形用紙保管責任、あるいは使用者の選任監督責任の懈怠の有無が被偽造者側の帰責事由として論じられている。これは「作成意思」を全く問題にしていけないので、交付欠缺の場合の前述の両説によつても、手形偽造の場合の帰責原因が欠けることになる。しかし、印鑑の保管、使用者の選任監督に過失があることをどのように強調しても、外観法理の成立要件としての帰責事由にはならない。ただし、これらの過失事由は単なる不法行為の責任原因になるだけであるからである。それにもかかわらず、被偽造者の手形上の責任を肯定するのは、明らかに、手形の交付欠缺の場合よりも大幅に要件緩和をしたことになるので、不当である。

外観法理の帰責性の中核は、作成者の意思に基づく署名、作成行為に対する責任である。手形偽造の場合には、偽造手形の作成に対し被偽造者の意思の不存在及び意識の欠缺は確定的であり、帰責可能性は不存在なのであるから、責任は認められない。従つて、手形偽造につき被偽造者の外観法理を構成することは認められないとい

わなければならぬ(拙稿前掲一九二頁以下)。

そこで本件判旨の手形責任を肯認している理論構成を検討する。判旨は、本件の場合は内部的には広汎な事務を処理する権限のある者が、一般に代表者の特定の指示ないし承認に基づき、手形振出の代理ないし代行をすべきであるのに、これなくして振出した場合であつて、偶々その指示ないし承認が欠けた場合であるとす。そして、右指示なく振出されることについては振出人とされる者に大抵選任監督上の注意義務懈怠という帰責事由がある上、右指示がなされたかどうかは全くの内部事情であるから、その者を保護すべき必要は少ないとする。反面、手形取得者としては右の内部事情は知る由もなく、せいぜい取引銀行に照会する等して記名押印の真否を確かめる位の手段しかないとし、むしろ、取得者を保護すべき必要は多い。すなわち、この理論構成は、一方に、手形所持人を保護すべ

き事由が存在し、他方において振出人とされる者に使用人の選任監督上の注意義務懈怠という帰責事由があれば、外観法理の責任を肯認するものであつて、いわゆる署名者と取得者との利益衡量による論法である。これは従来理論と変わらない。従つて、前述の私見からすれば、判旨の結論に反対せざるをえない。本件判旨は外観法理こそ明示しなかつたが、その理論構成及び手形振出人は所持人の悪意を立証して支払を拒むことができるとの結論からすると、これは外観法理の適用にあつて、取得者の悪意・重過失の立証責任を署名者側に負わすという要件からなされたものであることが推測できる。従つて、本件は判例として手形偽造に外観法理を適用させた最初の判例であるといえる、注目に値する。

黄 清 溪

## 〔最高裁判事例研究 一六七〕

昭和五三一(最高民集三三卷)  
二号一頁

手形授受の当事者間において仮執行宣言付支払命令により手形債権が確定した場合と原因債権の消滅時効

債務不存在確認等請求事件(昭和五三年一月二三日第一小法廷判決)。

昭和四年五月二〇日当時、X<sub>1</sub>及びX<sub>2</sub>(原告、控訴人、上告人)は、Y(被告・被控訴人・被上告人)に対し、商品売掛金及び商品加工

金合計八四四万七、五六六円の債務を負担し、その支払のためX<sub>1</sub>は、Y振出の自己受為替手形(金額右同額、満期昭和四年三月一日)に引受をなし、X<sub>2</sub>は右手形に保証をなした。Yは、本件手形債権についてX<sub>1</sub>(以下、Xと略称)を債務者として、昭和四年三月一七日、支払命令を申立て、発せられた支払命令にX等の異議がなかつたので、更に、Yは、仮報告の宣言を申請し、その仮執行宣言付支払命令の正本